

議案第49号

平成25年度日野町一般会計補正予算（第3号）

平成25年度日野町の一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 157,102千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3,276,208千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 既定の地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

平成25年9月9日提出

日野町長 景山 享弘

第 1 表 歳 入 歳²⁻ 出 予 算 補 正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
9 地 方 交 付 税		1,844,409	67,878	1,912,287
	1 地 方 交 付 税	1,844,409	67,878	1,912,287
11 分 担 金 及 び 負 担 金		20,999	△822	20,177
	2 負 担 金	17,849	△822	17,027
13 国 庫 支 出 金		176,632	325	176,957
	1 国 庫 負 担 金	145,272	325	145,597
14 県 支 出 金		216,511	751	217,262
	1 県 負 担 金	64,497	162	64,659
	2 県 補 助 金	147,805	589	148,394
17 繰 入 金		163,937	△16,551	147,386
	1 基 金 繰 入 金	154,937	△16,551	138,386
18 諸 収 入		39,436	52	39,488
	2 貸 付 金 元 利 取 入	24,220	△55	24,165
	3 雑 入	14,976	107	15,083
19 町 債		155,100	15,392	170,492
	1 町 債	155,100	15,392	170,492
20 繰 越 金		0	90,077	90,077
	1 繰 越 金	0	90,077	90,077
歳 入	合 計	3,119,106	157,102	3,276,208

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 議 会 費		64,226	12	64,238
	1 議 会 費	64,226	12	64,238
2 総 務 費		475,283	125,985	601,268
	1 総 務 管 理 費	410,435	115,986	526,421
	2 徴 税 費	39,259	9,763	49,022
	3 戸 籍 住 民 基 本 台 帳 費	9,767	236	10,003
3 民 生 費		650,042	38,284	688,326
	1 社 会 福 祉 費	442,068	29,227	471,295
	2 児 童 福 祉 費	139,368	6,810	146,178
	3 生 活 保 護 費	68,606	2,247	70,853
4 衛 生 費		599,740	△15,773	583,967
	1 保 健 衛 生 費	512,459	△15,773	496,686
5 農 林 水 産 業 費		391,534	△8,574	382,960
	1 農 業 費	233,798	△8,574	225,224
6 商 工 費		21,279	143	21,422
	1 商 工 費	21,279	143	21,422
7 土 木 費		175,682	21,034	196,716
	1 土 木 管 理 費	106,267	130	106,397
	2 道 路 橋 梁 費	67,570	20,904	88,474
8 消 防 費		26,004	14	26,018
	1 消 防 費	26,004	14	26,018
9 教 育 費		238,847	△4,373	234,474
	1 教 育 総 務 費	73,537	△2,141	71,396
	3 中 学 校 費	24,494	1,500	25,994
	4 社 会 教 育 費	81,799	△3,767	78,032
	5 保 健 体 育 費	26,098	35	26,133

款	項	補正前の額	補正額	計
11 災害復旧費		6,463	350	6,813
	1 農林水産業施設災害復旧費	289	350	639
歳出	合計	3,119,106	157,102	3,276,208

第 2 表 地 方 債 補 正

1 変更

(単位:千円)

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
過疎対策事業債	55,100	証書借入	6.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構について利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府その他の資金の借入については、その融資条件による。ただし、財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換えることができる。	56,100	同左	同左	同左
臨時財政対策債	100,000	同上	同上	同上	114,392	同上	同上	同上
合 計	155,100				170,492			